

## 医療薬学専門薬剤師 研修到達目標

### 1. 到達目標

医療薬学専門薬剤師を取得する者は、本研修到達目標をめざして研修し、医療薬学専門薬剤師の職務に必要とされる態度、知識及び技能を修得および向上させる。

#### 到達目標

- I. 医療における薬剤師の役割を理解し、チーム医療の中で医師、看護師、その他の医療従事者と良好な意思疎通を図ること。
- II. 処方監査と調剤を正確かつ安全に遂行する知識及び技能を修得する、あるいは向上させること。さらに、薬物療法の有効性および安全性の確保対策を立案する知識及び技能を修得する、あるいは向上させること。
- III. 個々の患者の状態を的確に把握し、副作用や治療効果をモニタリングする知識及び技能を修得する、あるいは向上させること。さらに、投与量の調整や投与方法の変更、新たな薬物療法を提案する知識及び技能を修得する、あるいは向上させること。
- IV. 患者および医療従事者からの医薬品の適正使用に関する相談に適切に対応できる知識及び技能を修得、あるいは向上させること。
- V. 最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドライン等を、国内外のデータベースや文献情報から収集し、重要な医療薬学に関する論文を評価し、適切に提供できる知識及び技能を修得、あるいは向上させること。
- VI. 医療においてクリニカル・クエスチョンを見出し、クリニカル・リサーチを作り上げる知識及び技能を習得、あるいは向上させること。
- VII. 患者がより有効かつ安全な医療の恩恵を受けることができるように、知識及び技能を修得する、あるいは向上させることについて継続的に努力する心構えと態度を身につけること。

### 2. 研修項目（1年以上、平均的に月4日相当以上の研修）

研修者は、以下の項目に関して修得および向上させなければならない。

各研修施設の特性を考慮して決定したカリキュラムをもとに研修を実施する。ただし、「(6) 臨床研究への参画」のみの研修は認められない。

(1) 研修の基礎

【①臨床における心構え】

【②研修の基礎】

(2) 処方せんに基づく調剤

【①法令・規則等の理解と遵守】

【②処方せんと疑義照会】

【③処方せんに基づく医薬品の調製】

【④患者・来局者対応、服薬指導、患者教育】

【⑤医薬品の供給と管理】

【⑥安全管理】

(3) 薬物療法の実践

【①患者情報の把握】

【②医薬品情報の収集と活用】

【③処方設計と薬物療法の実践（処方設計と提案）】

【④処方設計と薬物療法の実践（薬物療法における効果と副作用の評価）】

(4) チーム医療への参画

【①医療機関におけるチーム医療】

【②地域におけるチーム医療】

(5) 地域の保健・医療・福祉への参画

【①在宅（訪問）医療・介護への参画】

【②地域保健（公衆衛生、学校薬剤師、啓発活動）への参画】

【③プライマリケア、セルフメディケーションの実践】

【④災害時医療と薬剤師】

(6) 臨床研究への参画

【①臨床研究の位置づけ】

【②研究に必要な法規範と倫理】

【③研究の実践】